

広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託公募型プロポーザル 審査基準及び配点

審査項目		審査基準	配点	委員配点
委員審査	企画提案内容	①茨木市の主要な施策やまちの魅力を理解し、メインターゲットに効果的に訴求する提案となっているか	175	25
		②本業務の目的、基本姿勢を十分理解し、目的達成に効果的な提案がなされているか。また、提案内容は実現可能なものか。	140	20
		③サンプル特集のデザイン、見出し、文章、写真・イラスト等の配置等は優れているか。幅広い読み手の興味・関心を得られるものか。	105	15
		④社会情勢、市民感情の変化を捉えた提案となっているか。	105	15
		⑤独自性のある工夫を凝らした提案となっているか	70	10
小 計			595	85
事務局審査	業務実績	⑥同種又は類似業務の経験が豊富か	50	
	業務実施体制	⑦安定的な業務遂行が可能な体制がとられているか。専門性を有する従事者が配置されているか。	100	
	参考見積書	⑧下記見積書審査基準(※)により審査	90	
	小 計			240
合 計			835	85

【第1次審査について】

企画提案者が5者以上の場合に行う書類審査における基準及び配点は次のとおりとする。

＜審査基準及び配点＞

- 1 委員審査 審査基準①～④で、10点/委員×7人＝70点
 - 2 事務局審査 上記表の事務局審査のとおり(計240点)
- 合計 310点

【最低基準】

合計点の6割を最低基準とする。835点×60%＝501点
ただし、委員全員が0点とした項目がある場合は失格とする。

【事務局審査】

⑥同種又は類似業務の経験が豊富か

業務実績調書に記載の過去3年間における同種業務、類似業務それぞれの契約金額を合算し、同種業務は契約金額100万円につき2点、類似業務は契約金額100万円につき1点とする。

⑦安定的な業務遂行が可能な体制がとられているか。専門性を有する従事者が配置されているか。

業務実施体制調書に記載の提案者所属の担当技術者1人につき15点とする。
また、担当技術者1人につき、実務経験年数3年以上6年未満で5点、6年以上で10点を加算する。

※⑧見積書審査基準

全提案者のうち、最低見積金額を提示した提案者を90点とする。
2位以下については、下記の演算式によるものとする。
90点×(提案者のうちの最低金額/提案額)